

# 南砺市立福野中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、いつでも、どの生徒にも起こり得る。」との強い危機意識をもち、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等の対策（未然防止・早期発見・早期解決）に保護者や関係機関と連携しながら組織的に取り組むとともに、被害にあった生徒に寄り添い、守り通す。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの未然防止

- ・ 学校の教育活動全体を通して、教師と生徒、生徒相互が共によさを認め励まし合って、共によりよく生きようとする関係づくりに努める。
- ・ 生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進める。
- ・ 「校務運営委員会」や「生徒指導委員会」で生徒の現状や指導について情報交換、共通理解を図る。
- ・ いじめ防止や生徒理解に関する校内研修の充実を図り、教師の指導力及び実践力の向上に努める。
- ・ ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。ホームページやPTAの講演会等で保護者に向けてネットいじめへの啓発活動を行う。

### (2) いじめの早期発見

- ・ いじめ早期発見について全教職員の共通理解を図り、生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、速やかに情報を連絡し、連携して指導に取り組む。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談室での面談、福野小学校との情報共有、家庭や地域からの情報収集により、いじめの実態把握が行われやすい体制をつくる。

### (3) いじめへの対処

- ・ いじめを確認した場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- ・ いじめを受けた生徒やいじめたとされる生徒の保護者との適切な対応、南砺市教育委員会への速やかな報告、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との対応を行う。

#### (4) 地域や家庭との連携

- ・ PTAと協力し、家庭と連携していじめの問題について協議する機会を設け、連携して対策を推進する。
- ・ 学校だより、ホームページ等で「いじめ防止基本方針」の周知を行う。

#### (5) 関係機関との連携

- ・ 学校での指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携をとる。
- ・ 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から情報共有体制を構築しておく。

### 4 いじめ防止等の対策推進のための組織

#### (1) いじめ防止等の対策推進のための組織の設置

- ・ いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」は、「生徒指導委員会」「校務運営委員会」の組織と連携して日常的に活動する。

#### (2) 「いじめ防止対策委員会」の具体的な取組

- ・ 本校のいじめ防止基本方針の策定
- ・ いじめ防止基本方針に沿った実践、検証、修正
- ・ いじめ防止に向けての校内研修の企画・運営
- ・ いじめに係わる情報収集とその対応についての全教職員への情報提供
- ・ いじめ発見時の緊急対応会議の設置と協議

### 5 教育相談体制

- ・ 生徒の思いや悩みを受け止める教育相談活動の充実
- ・ 生徒が素直に自分の気持ちを話せる温かい学級関係づくり（ふれあいタイムの活用）
- ・ 生徒理解を図るための「生活の記録」や「HyperQ-U」の活用
- ・ 教師自らが人権意識を高め、聞く姿勢をもち、いじめの早期発見・早期対応につながる教育相談週間の実施
- ・ 悩みを抱える生徒、保護者が来談できる相談室等の運営

### 6 重大事態への対処

「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の重大事態が発生した時、事実関係を速やかに調査し、ただちに南砺市教育委員会に報告する。

#### ※ 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 保健主事 各学年主任  
養護教諭 カウンセリング指導員 いじめ対策カウンセラー  
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 適応指導員  
(必要に応じて校外から心理・福祉等の専門的知識を有する者、  
その他の関係者を招請する)

## R 6 「いじめ防止対策推進委員会」

校 長	北島 一朗
教 頭	川口 雅也
教務主任	小谷 篤史
生徒指導主事	木村 康彦
保健主事（養護教諭）	東 智枝
3 学年主任	高橋 博
2 学年主任	中村 智美
1 学年主任	利川 薫恵
カウンセリング指導員	齊藤 哲也
いじめ対策カウンセラー	菊地 章子
スクールカウンセラー	森田 英宏
スクールソーシャルワーカー	吉田美司子
適応指導員	大浦由吉秀
適応指導員	谷野 貴美
適応指導員	多田 佳子

※ 必要に応じて校外から心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者を招請する